

佐賀県立高等学校入学者選抜の出願に当たって

県立高等学校の入学に当たっては
学習者用パソコンが必要です

佐賀県教育委員会

佐賀県立高等学校では、平成26年度から、学習者用パソコンを利活用した教育を行うこととしています。このため、佐賀県立高等学校入学者選抜の合格者の皆さんは、高校入学に当たり、県教育委員会が指定する学習者用パソコンが必要になります。

学習者用パソコンの概要は、下記のとおりです。

この学習者用パソコンは、県立高等学校での教育活動を行う上で必要な教材です。所持しなければ教育活動に支障をきたしますので、出願に当たっては、留意してください。

記

1 学習者用パソコンの概要

県が指定する学習者用パソコンは、デジタル教材を含んで8万4千円程度です。そのうち、購入時にお支払いいただく金額は5万円です。(差額については、県が補助します。)

デジタル教材は学校により異なりますので、入学後に配付します。

また、この学習者用パソコンの性能等は、次のとおりです。

- ・ 基本ソフト：Windows 8 Pro
- ・ 10.1型ワイドディスプレイ
- ・ 取り外し可能なキーボード付き
- ・ カメラ及び無線LAN内蔵
- ・ バッテリー駆動時間 約15.5時間
- ・ ワード、エクセル、電子辞書ソフトなどを標準装備
- ・ 3年間の保証 など

なお、これまで入学時に購入されていた紙の辞書や教材のうち、この学習者用パソコンに組み込まれている辞書や教材は、購入する必要がなくなるものもありますので、標準的な例ですが、実質的な負担額は約3万円～3万5千円程度となります。

2 その他

県が指定する学習者用パソコンと同レベルと認められるものを個人で所有されている場合は、学校に持ち込んで利用できます。ただし、学習者用として利用するためには、各種設定が必要です。その費用は実費でお支払いいただきます。